

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現行
<p>8-43 規則第8条第43項に規定する工事契約とは、<u>「収益認識に関する会計基準」</u>という工事契約をいい、受注制作のソフトウェアは、<u>工事契約に準じて取扱うものとする。</u></p>	<p>8-43 規則第8条第43項に規定する工事契約とは、<u>「工事契約に関する会計基準」</u>という工事契約をいい、受注制作のソフトウェアを<u>含むものとする。</u></p>
<p>8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。また、財務諸表提出会社が「<u>収益認識に関する会計基準</u>」を適用している場合には、<u>その旨を記載するものとする。</u></p>	<p>8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、<u>割賦販売及びファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準、工事契約に係る収益及び費用の計上基準（「工事契約に関する会計基準」に定める工事進行基準又は工事完成基準をいう。）</u>、業界特有の収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、工事契約については、当事業年度の末日における工事進捗度を見積るために用いた方法として、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p><u>1 工事進行基準における原価比例法（見積工事原価総額に対する当事業年度の末日までに発生した工事原価の割合をもって工事進捗度とする方法）を適用している場合には、その旨</u></p> <p><u>2 原価比例法以外の見積方法を適用している場合には、当該見積方法の具体的な説明</u></p>
<p>8の32 規則第8条の32に規定する注記とは、<u>「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、同条に規定する顧客、契約及び履行義務とは、「収益認識に関する会計基準」にいう顧客、契約及び履行義務をいうものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>54の4 規則第54条の4及び第76条の2に掲げる工事損失引当金は、<u>「収益認識に関する会計基準の適用指針」</u>に規定する工事損失引当金をいうものとする。</p>	<p>54の4 規則第54条の4及び第76条の2に掲げる工事損失引当金は、<u>「工事契約に関する会計基準」</u>に規定する工事損失引当金をいうものとする。</p>
<p>72-1 規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、<u>適切な名称を付すことに留意する。</u></p>	<p>72-1 規則第72条第1項の売上高（同項ただし書きの規定により掲記している場合には、同項第1号に規定する総売上高の金額から同項第2号に規定する売上値引及び戻り高の金額を控除した額をいう。）には、<u>手持原材料及び貯蔵品の売却額を含むものとする。ただし、作業くず、手持原材料又は貯蔵品の処分益でその発生が恒常的でないもの又はその額の僅少なものは、営業外収益に属させることができるものとする。</u></p> <p>なお、作業くず、残材、廃材等の見積処分額等は、当期の製造費用から控除することができるものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>72-1-2 規則第72条第1項第2号の売上値引とは、<u>売上品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額をいい、代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除等の売上割引と区別するものとする。なお、一定</u></p>

79 規則第79条の仕入値引とは、仕入品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額をいい、代金支払期日前の支払に対する買掛金の一部免除等の仕入割引と区別するものとする。なお、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する仕入代金の返戻額等の仕入割戻は、仕入値引に準じて取扱うものとする。

93 規則第93条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、売上割引（代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除等をいう。）その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第95条の3に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。

期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額等の売上割戻は、売上値引に準じて取扱うものとする。

79 規則第79条に規定する仕入値引は、72-1-2の例により仕入割引と区別するものとする。なお、仕入割戻は仕入値引に準じて取扱うものとする。

93 規則第93条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、売上割引その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第95条の3に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。